

用語集

以下は法律上の定義ではなく、本事業における使い方として記述しています。

用語	本事業における定義
廃屋	地方温泉地等といった観光の中心地に所在し、延べ床面積が概ね2,500 m ² 以上で、建物の大宗（主要な）部分の使用が停止されてから概ね5年が経過している建物。用途は問いません。
1次支援	エリア再生計画の策定や廃屋等の調査に要する費用に対する補助（補助率2／3）。本公募要領が対象とする支援です。
2次支援	エリア再生計画に基づく、廃屋の撤去・減築や周辺事業の実施に対する補助（撤去・減築は補助率2／3、周辺事業は1／2、コア周辺事業は2／3）。詳細は1次支援の採択者に別途ご案内します。
エリア再生計画	1次支援においてエリア再生計画協議会が策定する計画。対象エリアの課題と再生の方針、再生される観光施設、周辺事業、実施スケジュール等を定めます。交付決定後概ね6か月以内に策定し、2次支援はこの計画に基づき実施します。
使用停止	建物の大宗部分が、いかなる用途でも使用されていない状態。建物の全部が空き家・未使用である必要はなく、一部の区画で営業・使用が続いていても、施設の規模や本来の収容能力に照らして機能の大部分が失われ、地域の観光資源として十分に活用されていないと実質的に認められる場合を含みます。本事業の対象廃屋は、使用停止の状態となってから概ね5年が経過していることを要件とします。
減築	建物の一部を除去して延べ床面積を縮小する工事。建替えとは異なり、既存建物の一部を活用しながら規模を縮小する手法です。
周辺事業	エリア再生計画に基づき、廃屋の撤去・再生と相乗効果を発揮する、まちのにぎわい再生に資する事業。新たな宿泊施設等の竣工の2年後までに実施されるものが補助対象です（補助率1／2、コア周辺事業は2／3）。エリア再生計画策定時に全てが計画に位置付けられている必要はなく、適時、計画変更により追加することが可能です。
コア周辺事業	周辺事業のうち、「まちのにぎわい」再生の中核（基盤）を担う事業。地方公共団体が主体となり、エリア再生計画内で明示されていることが必要です。なお、補助率は2／3とすることができます（補助総額の上限1億円）。

用語	本事業における定義
後継事業者	撤去・減築により再生される施設等を主体的に運営し、地域における事業性・収益性を担う民間事業者（公設民営は対象外）。申請者と後継事業者は同一、別法人かは問いません。ただし、後継事業者は、対象の廃屋を従前運営していた事業者やその関係者ではない、新たな事業者であることを基本とします。
エリア再生計画協議会	エリア再生計画の策定とエリア全体の活性化を検討・推進するために設置する組織。地方公共団体及び申請者の参加が必須であり、後継事業者・DMO・観光協会・地域金融機関・周辺事業者・地域住民等の参加が望まれます。 ※ 申請段階では、協議会の設置合意（設立準備中を含む）があれば足り、規約・内規等の整備までは求めません。
事前相談	申請前に、対象要件の該当性や手続き・スケジュール等について事務局に相談できる仕組み。公募期間中は随時・無料で利用でき、相談内容はその後の審査の有利・不利に影響しません。
伴走支援	採択後の事業実施期間中、事務局（及び事務局が手配する建築・法務・金融・観光分野等の専門家）が、進捗確認・専門的助言・関係機関との調整等を継続的に提供する支援。
LOI (Letter of Intent)	意向表明書。拘束力は低いですが、交渉の意思を示す書類。